

覚書

国際移植者組織トリオ・ジャパン（以下「甲」という）と、このちゃんを救う会（以下「乙」という）は、下記事項に関して合意し本覚書を締結する。

記

- 乙は甲に対して 100,271,213 円の寄付をする。又 振り込みに掛かる手数料は乙の負担とする。
- 甲は乙から受領した寄付金を、寄付を受領した日より 10 年間は以下の目的に使用する。
 - ・海外渡航での臓器移植を必要とする小児患者及びその家族に対する臓器移植に付随する費用の支援に使用する。
- 甲が乙から当該寄付金を受領した日より 10 年を経過した後、当該寄付金に余剰がある場合、甲は受領した当該寄付金の余剰を国内臓器移植医療活動に携わる以下条件を満たす団体へ寄付をする。
 - ・特定公益増進法人 社会福祉法人 医療機関 国際研究開発法人 特定非営利活動法人
- 甲又は乙が解散した場合、本覚書はそれぞれの会に在籍した代表者が履行する。代表者がなんらかの事由で不在の場合、それぞれの会に在籍した代理人が本覚書の履行をする。
- 甲は当該寄付金の支出報告を相手方に対し通知しなければならない。

以上、本書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保管する。

2024 年 5 月 28 日

(甲) 住所

東京都中央区八丁堀 2丁目 29-5

日興パルス八重洲 602

国際移植者組織 トリオ・ジャパン

会長 青山竜馬



(乙) 住所

このちゃんを救う会

代表 伊與部 崇

